

国民年金だより

▼国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等でご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得のめやす】

118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印

字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

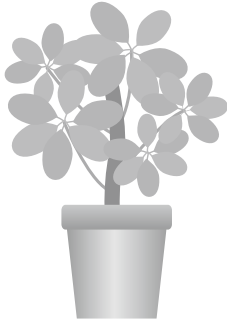
■問い合わせ

高知西年金事務所

☎088-875-1717

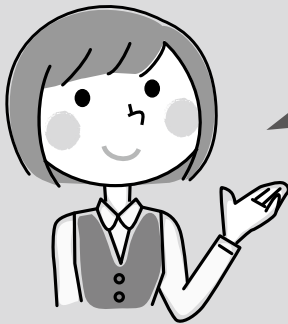
ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004



全国の年金事務所で

年金の予約相談を実施しています。



ご予約いただくと・・・

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

* 予約相談の実施時間帯は、8：30～16：00（月～金曜日）です。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

 **日本年金機構**
Japan Pension Service